

# 会計年度任用短時間勤務職員募集について

相模原市では、会計年度任用職員として市役所で勤務していただける方を募集しています。

## 登録要件

地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当する人は応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 給与及び勤務条件等

- ・ 給与は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、報酬、費用弁償（通勤費）、時間外勤務手当に相当する報酬、期末・勤勉手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
  - ※ 報酬及び各種手当の額は、条例改正等により変更されることがあります。
  - ※ 期末手当は、次のいずれにも該当する場合に支給します。
    - ① 任用期間が6か月以上であること
    - ② 基準日（6月1日、12月1日）に任用されていること
    - ③ 基準日以前6か月における勤務時間が1週間平均15時間30分以上であること
- ・ 勤務時間は、1週間につき31時間以内です。
- ・ 年次休暇、夏季休暇及び慶弔に係る休暇等の制度があります。

## 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。会計年度任用短時間勤務職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

## その他注意事項

- ◎ 郵送での申し込みの場合、書留・簡易書留によらない郵便事故については一切考慮しません。
- ◎ 選考結果は通知にてお知らせします。
- ◎ 最終合格者は、令和7年度採用候補者名簿に登載され、令和7年4月1日以降に採用されます。
- ◎ 最終合格者は採用予定者数より多く決定される場合がありますので、名簿に登載されても採用されない場合があります。
- ◎ 受験資格が無いことが明らかになった場合、虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。
- ◎ この選考において提出された書類は、一切返却しません。
- ◎ この選考において市が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的での使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。